

お知らせ

建設業の社会保険加入のための法定福利費の確保について

建設業の社会保険等加入対策については、国土交通省において、総合的な対策が実施されており、社会保険等に加入するための原資となる法定福利費が、発注者から受注者（元請業者）へ、更に下請業者や個々の技能労働者まで適正に支払われるようにすることが重要です。

受注者（元請業者）は、必要な法定福利費の確保と下請業者への社会保険等の加入指導等の両面から重要な役割を担うものであることから、以下の事項について着実に取り組むこととされています。

- (1) 元請業者及び下請業者は、適正な法定福利費を確保すること。**
- (2) 下請契約の際は、適正な法定福利費を含んだ見積書を使用し、契約を締結すること。**
- (3) 元請業者は、法定福利費が内訳明示された見積書を尊重すること。**
- (4) 元請業者は、下請業者への社会保険の加入指導を徹底すること。**

所沢市においても、国土交通省の取り組みを踏まえ、公平で健全な競争環境を構築するため、建設業の社会保険等加入対策に取り組んでいます。

本来、社会保険の保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法第19条の3の『通常必要と認められる原価』に含まれるものです。

このため、元請業者及び下請業者は法定福利費を適正に確保する必要があり、下請業者が見積る法定福利費算定にあたり、標準見積書（各専門工事業団体において法定福利費を適切に見積書で明示するために作成した見積書の雛形）の活用が勧められています。

建設業の社会保険等加入対策における所沢市の取り組みにご理解とご協力をいただき、各建設業者におきましても積極的な取り組みをお願いします。

※建設業の社会保険等加入対策に関する情報は、国土交通省のホームページに幅広く掲載されていますのでご確認ください。

《国土交通省ホームページへのリンク》

- ・建設業における社会保険加入対策について
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html
- ・技能労働者への適切な賃金水準の確保に係る要請について
<http://www.mlit.go.jp/common/000992999.pdf>

問い合わせ先：所沢市総務部契約課
電話番号：04-2998-9058